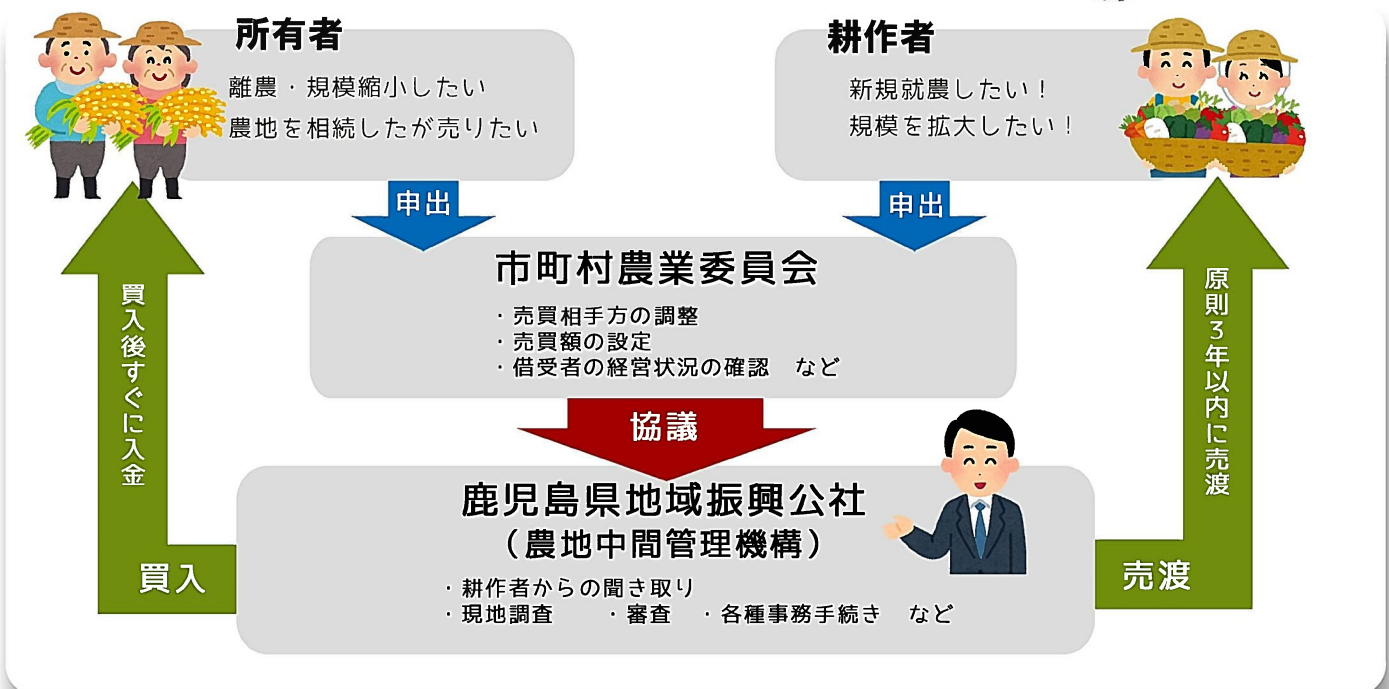


鹿児島県の農地の所有者・耕作者の皆さん

農地売買等事業を 活用してみませんか？

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社が
農地を売りたい・買いたいあなたを支援します！

農地売買等事業の仕組み



農地売買等を活用すると、メリットがいっぱい！

所有者

- 代金の速やか・確実なお支払い
- 譲渡所得税が年間800万円、
(買入協議制度による場合は1,500万円)
まで特別控除され、所得税が軽減！

※諸経費が農地代金の1%、
消費税が諸経費の8%必要です
(諸経費を差し引いた額を入金)

耕作者

- 公社の保有期間中(原則として3年未満)
は一時貸借で農地を活用できる！
- 登録免許税・不動産取得税が一部軽減！
- 所有権移転事務を県公社が支援！

※諸経費が公社の保有期間に応じて
農地代金の1%~5%必要です。

詳しい内容は裏面へ！



こんな時にこそ、売買等事業の活用を！



所有者（売り手）

農地を売りたいが、買い手と農地売買を希望する時期があわない
都会などにおいて農地を自分で管理できない
1人の買い手では耕作しきれない大きな農地を売りたい




耕作者（買い手）



農地を買いたいが、売り手と農地売買を希望する時期があわない
複数の売り手から農地を買いたい

その他、売り手と買い手双方が農地取引に心理的抵抗感があるとき など

各種要件 詳細はお気軽にお問い合わせください

所有者（売り手）		耕作者（買い手）
売りたい農地について、以下すべて満たすこと ① 農業振興地域内の農用地区域内の農地 ② 買入価格は近傍類似地価格に準ずる ③ 抵当権等の権利設定がなされていない 	利用条件	買い手が以下すべてを満たすこと ① 認定農業者、農地所有適格法人、認定（新規）就農者、基本構想水準到達者等 ② 経営面積が機構の定める面積を超える ③ 買入面積が現経営面積と併せておおむね1ha以上の団地を形成すること ④ 経営上問題がないこと
① 譲渡所得税の軽減が受けられます！ 県公社との売買：800万円まで控除 県公社との買入協議制度による売買：1500万円まで控除 ② 国民健康保険税の軽減が受けられます！ 税額算出において、800万円または1500万円の特別控除	税制上の特例措置	① 登録免許税の軽減が受けられます！ 8/1000円に軽減 ② 不動産取得税の軽減が受けられます！ 固定資産評価額の1/3に相当する額を価格から控除 
登記書類の整備等を支援します！	その他	一定期間農地の貸付が可能です！ （原則3年未満。賃借料を徴収します）
手数料1% + 消費税の諸経費がかかります。 	必要経費	公社が買い入れ、売り渡すまでの期間（保有期間）により諸経費が加算されます。 （例）6ヶ月未満：1%、1年未満：2% 3年未満：3% ※事業関連：5%

農地売買等事業についてのお問い合わせはこちらまで

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社

〒892-0821 鹿児島市名山町4番3号

TEL:099-223-0223 FAX:099-227-9412

MAIL:nouchi@kagoshima-kousya.jp